

火災共済の販売、勧誘（普及、推進）にあたって（勧誘方針）

当代理店は、栃木県火災共済協同組合の勧誘方針に基づき、組合員の財産の保全および、その経済的地位の向上に努めてまいります。

1. 当代理店は、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、火災共済の適正な販売、勧誘（普及、推進）に努めます。
2. 当代理店は、ご加入頂く皆様に、火災共済についての重要事項を正しくご理解いただけるよう常に努力いたします。
3. 当代理店は、ご加入頂く皆様の共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入頂く皆様の意向と実情に沿った火災共済の説明に努めてまいります。
4. 当代理店は、ご加入頂く皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売、勧誘（普及、促進）はいたしません。
5. 当代理店は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。
6. 当代理店はご加入頂く皆様に関する情報の守秘義務に努めます。
7. 当代理店は、上記の勧誘方針を遵守するため、栃木県火災共済協同組合の実施する代理店研修などに積極的に参加してまいります。

以上、当代理店の勧誘方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づくものです。

☆お問い合わせやご相談がございましたら、お気軽に下記までご連絡下さい。

栃木県火災共済協同組合

代理店

2021.11.1 改定